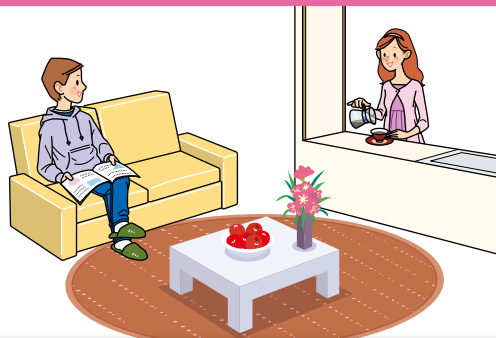


リビングアシスト総合保険(総括契約)のご案内

リビングアシスト(リビングアシスト総合保険)は、賃貸住宅や社宅、寮などにお住まいの方専用の火災保険です。火災や風災、水災等の自然災害による損害や破損等の偶然な事故による損害など、家財のリスクを幅広く補償します。また、大家さんへの賠償責任や日常生活での賠償責任に対しても補償します。

この保険は、「再調達価額」(同等の新品の家財を購入するのに必要な金額)を基準に保険金をお支払いする「新価実損払」方式です。(保険金額が限度)

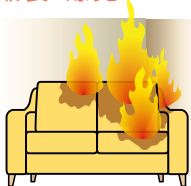
リビングアシストが、 家財の補償から日常生活の補償まで、 あなたの暮らしをお守りします！



基本となる補償

家財の補償

① 火災、落雷、
破裂・爆発



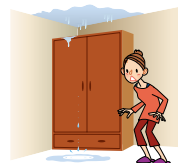
② 風災・雹災・雪災



③ 建物外部からの物体の
落下・飛来・衝突・
倒壊等



④ 給排水設備・他人の戸室で
生じた事故による
水濡れ



⑤ 騒擾・集団行動・
労働争議に伴う
暴力・破壊行為



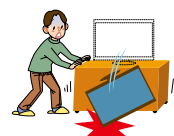
⑥ 盗難による盗取・
損傷・汚損



⑦ 水災



⑧ 不測かつ
突発的な事故
(破損・汚損)
(自己負担額あり)



⑨ 持ち出し家財
補償
(⑧の事故の場合は自己
負担額あり)



※お申込み方法によって、ご選択いただける補償が異なる場合があります。

費用の補償

臨時費用



地震火災費用
(地震保険ではありません)



特別費用
(全損時の場合のみ)



残存物
取片づけ費用



緊急時
仮住い費用



損害防止費用



失火見舞費用



錠前交換費用



修理費用



賠償責任の補償

示談交渉サービス

日本国内において発生した賠償事故については「示談交渉サービス」をご利用いただけます。

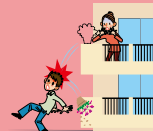
〈大家さんへの賠償責任〉

借家人賠償
責任補償特約



〈日常生活での賠償責任〉

個人賠償責任
補償特約



保険金のお支払条件・お支払方法

保険金をお支払いする主な場合		お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合	
損害保険金	① 火災、落雷、破裂・爆発	損害額(修理費)(保険金額が限度)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の故意もしくは重大な過失または法令違反による損害 ◆火災等の事故の際における保険の対象の紛失・盗難による損害 ◆戦争、内乱その他これらに類似の事変または暴動による損害 ◆地震もしくは噴火またはこれらによる津波による損害 ◆核燃料物質に起因する事故による損害 ◆保険の対象の欠陥 ◆保険の対象の自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱の損害その他類似の損害 ◆ねずみ食い、虫食い等 ◆保険の対象の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、落書き、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損であって、保険の対象ごとに、その保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害 	
	② 風災・雹災・雪災			
	③ 建物外部からの物体の落下・飛来・衝突・倒壊等			
	④ 給排水設備・他人の戸室で生じた事故による水濡れ			
	⑤ 騒擾・集団行動・労働争議に伴う暴力・破壊行為			
	⑥ 盗難による盗取・損傷・汚損	ア. 保険の対象(明記物件を除きます)について生じた盗取・損傷・汚損		損害額(修理費)(1事故について、1個または1組ごとに100万円が限度)
		イ. 明記物件について生じた盗取・損傷・汚損		
		ウ. 保険の対象を収容する建物内における現金等、預貯金証書の盗難		
	⑦ 水災	台風、暴風雨等による洪水、高潮、土砂崩れ、落石等により再調達価額の30%以上の損害が生じた場合または床上浸水もしくは地盤面より45cmを超える浸水による損害が生じた場合		損害額(修理費)(保険金額が限度)
⑧ 不測かつ突発的な事故(破損・汚損)	損害額(修理費)－免責金額(自己負担額)(1事故について、50万円が限度)	<p>⑧ 不測かつ突発的な事故については、上記のほか、次のいずれかに該当する損害に対しても保険金をお支払いできません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害 ◆保険の対象の使用もしくは管理を委託された者または被保険者と同居の親族の故意によって生じた損害 ◆保険の対象の置き忘れまたは紛失によって生じた損害 ◆詐欺または横領によって保険の対象に生じた損害 ◆風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの吹き込み、浸み込みまたはこれらのものの漏入により生じた損害 		
⑨ 持ち出し家財の補償	保険の対象を収容する建物から一時的に持ち出された家財が、日本国内において上記①から⑧(ただし、⑥はア.イ.の場合のみ)の事故により損害を被った場合		<p>⑧の事故の場合</p> <p>損害額(修理費)－免責金額(自己負担額)(1事故について、50万円が限度)</p> <p>⑧以外の場合</p> <p>損害額(修理費)(1事故について、100万円限度)</p>	
臨時費用保険金	上記①から⑦(⑥ウを除く)の事故で保険金が支払われる場合	損害保険金×30%(100万円限度)		
残存物取片付け費用保険金	上記①から⑤、⑦の事故で保険金が支払われる場合	実費(損害保険金×10%限度)		
失火見舞費用保険金	保険の対象を収容する建物から発生した火災、破裂または爆発によって第三者の所有物の滅失、損傷または汚損し見舞費用が発生した場合	20万円×被災世帯数(保険金額の20%限度)		
地震火災費用保険金	地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災により保険の対象を収容する建物が半焼以上となった場合、または保険の対象が全焼となった場合	保険金額×5%(1事故1敷地内について、300万円限度)		
緊急時仮住い費用保険金	保険の対象を収容する建物が損害を受け、保険の対象である家財が上記①から⑤、⑦、⑧の事故により再調達価額の30%以上の損害を被り、代替として臨時に使用する居住用施設・宿泊施設の賃貸料または宿泊料を負担した場合および居住用施設・宿泊施設にペットを同伴できないため、ペット取扱業者の利用料を負担した場合	実費(1事故1敷地内について、100万円限度)		
錠前交換費用保険金	保険の対象を収容する建物の出入り口のドアの鍵が盗取され、ドアロック(錠前)の交換費用を支出した場合	実費(1事故1敷地内について、10万円限度)		
特別費用保険金	上記①から⑧(⑥ウを除く)の事故により保険金が支払われる場合で、保険契約が終了する場合	損害保険金×20%(1事故1敷地内について、300万円限度)		
損害防止費用	上記①の事故で損害の防止または軽減のために必要または有益な費用を支出した場合	実費		
修理費用保険金	偶然な事故により、住宅建物が損害を受け被保険者が家主との契約に基づいて自己の費用で修理した場合(貸主に対する法律上の損害賠償責任および壁、柱、床、はり、屋根、階段等の建物の主要構造部の修理費用を除きます。)	実費(1事故について、保険契約証等記載の支払限度額が限度)		

特約の種類	保険金をお支払いする主な場合	お支払いする保険金の額
個人賠償責任補償特約	被保険者が日本国内または国外において、次のような事故により、他人にケガ等をさせてしまったり、他人の物を壊してしまったとき、または電車等を運行不能にさせてしまった結果、法律上の損害賠償責任を負担することにより損害を被った場合 ●本人の居住の用に供される保険契約証等記載の住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 ●被保険者の日常生活に起因する偶然な事故	損害賠償金の額(1事故について、保険契約証等記載の支払限度額が限度) 訴訟費用、弁護士費用、示談費用等は別途お支払いします。
借家人賠償責任補償特約	偶然な事故により被保険者の借用する住宅が破損し、被保険者が借用住宅の貸主に対して法律上の損害賠償責任を負担することにより損害を被った場合	損害賠償金の額(1事故について、保険契約証等記載の支払限度額が限度) 訴訟費用、弁護士費用、示談費用等は別途お支払いします。

楽天損害保険株式会社

●お問い合わせ先

https://www.rakuten-sonpo.co.jp/
TEL 0120-115-603

〔平日午前9時～午後5時、年末年始は除きます。〕
携帯電話からも利用いただけます。
一部のお手続きは、当社の委託先が承ります。〕

緊急サポートサービス

社宅等総括補償制度
・
入居者補償制度専用

無料サービスメニュー(24時間365日受付!)

30分程度の応急処置に要する作業料、出張料は無料です。(保険期間中3回までとなります。)
※部品代および30分程度の応急処置を超える作業料はお客様のご負担となります。

水廻りのトラブル



住居内の排水の詰まり、トイレの詰まり、配管からの水漏れ、漏水などの点検・調査・応急処置を行います。

カギのトラブル



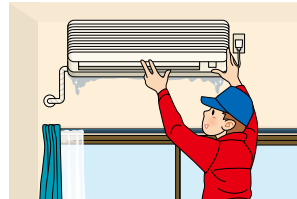
住居の玄関カギを忘れてきたり、無くしてしまった場合に対応するサービススタッフを手配します。

ガラスのトラブル



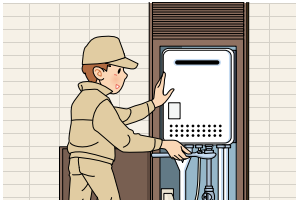
住居内のガラス破損時の破片の片付け・養生作業・清掃をサポートします。

エアコンのトラブル

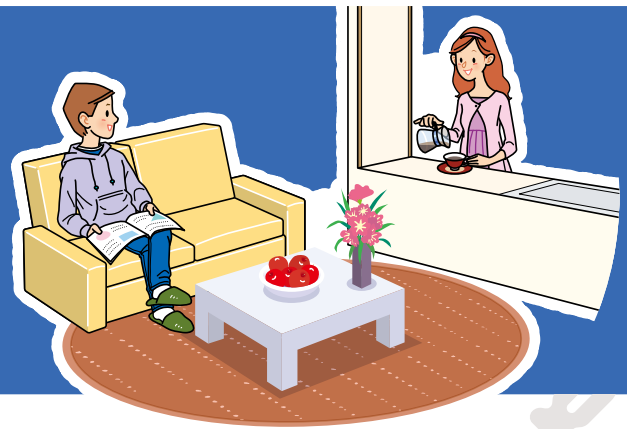


住居内のエアコンの室内ホース詰まりによる水漏れなどのトラブル時に応急処置・状況確認を行います。

給湯器のトラブル



住居内の給湯器トラブルにより、お湯が出ない、追いきが出ないなど、給湯器の設定などの確認・応急処置を行います。



緊急サポートサービス専用ダイヤルにご連絡ください!

0800-1706-594

電話帳登録



携帯電話で左のコードを読み込み、携帯電話の電話帳にご登録いただくと便利です。

● 24時間365日受付いたします。 ● 携帯電話・PHSからもご利用いただけます。

※「緊急サポートサービス」は、専用ダイヤル(無料)にお電話いただくことがサービス提供の条件となります。

※このサービスは弊社が提携するアシスタンス会社が直接自社のネットワークを活用して作業します。

※一部地域(離島など)ではご利用できない場合があります。

※サービスの内容は予告なく変更・中止する場合があります。あらかじめご了承ください。

リビングアシスト総合保険（総括契約）のご案内

- ・リビングアシスト総合保険（総括契約）（以下、「本契約」）は、株式会社グローバルトラストネットワークスが保険契約者となり、楽天損害保険株式会社と締結した損害保険です。
- ・本契約の対象となる賃貸住宅に入居のお客様は、本契約の被保険者（補償を受けられる方）となります。
- ・本契約の補償期間は、対象となる賃貸住宅の入居期間中です。対象となる賃貸住宅を退去された場合、または入居されている賃貸住宅が管理会社の変更などにより本契約の対象ではなくなった場合は、補償が終了します。
- ・本契約の詳しい補償内容や緊急サポートサービスの内容については、楽天損害保険株式会社のホームページ掲載のパンフレット等をご参照ください。

ご注意いただきたいこと

- ・本契約の保険証券は、保険契約者が保管し、入居者の皆様には交付されません。
- ・入居者の皆様が所有する家財の実態に応じて、別途火災保険にご加入いただくことができます。詳しくはご加入内容確認書記載の「お問い合わせ先<取扱代理店>」にご連絡ください。
- ・本契約の補償の対象となる損害が生じた場合は、ご加入内容確認書記載の「お問い合わせ先<取扱代理店>」または「事故の連絡先」へご連絡ください。
- ・本契約には地震保険がセットされていませんので、地震もしくは噴火またはこれらによる津波による損害は補償されません。地震保険をご希望の場合は、ご加入内容確認書記載の「お問い合わせ先<取扱代理店>」にご連絡ください。

※事故が発生した場合には、損害の発生および拡大の防止に努めてください。

※損害保険金および費用保険金の請求権は、事故による損害が発生した日の翌日から起算して3年を経過した場合、時効により消滅します。

リビングアシスト総合保険 入居者補償制度

ご入居者様

家財を収容する建物の所在地	賃貸借契約書上の住所
補償期間	始期(入居日)、終期(退去日)

※家財を収容する建物の所在地は物件名・部屋番号まで記載ください。

保険金額・支払限度額			
家財	個人賠償責任補償	借家人賠償責任補償	修理費用補償
98万円 破損・汚損等1事故50万円限度 (免責金額1万円※)	1億円	2,000万円	100万円

※破損汚損以外の事故の場合には、免責金額は適用されません。

類焼損害補償特約：なし

保険料相当額(月払)	600円
------------	------

<p>(事故の連絡先)</p> <p>●楽天保険の総合窓口あんしんダイヤルにお電話の際に、「入居者補償制度」に加入している旨をお伝えください。</p> <p>●受付後、本制度のご加入者であることの確認を行うため、お時間を頂戴する場合がございます。ご了承ください。</p> <p>楽天保険の総合窓口あんしんダイヤル 0120-120-555 (受付時間: 24時間・365日)</p> <p>※土日祝日および平日夜間(17:00~翌9:00)は受付のみとなります。</p> <p>(トラブルの連絡先)</p> <p>緊急サポートサービス 0800-1706-594 (受付時間: 24時間・365日)</p> <p>※本制度のご加入者であることの確認ができない場合ご対応できない場合がございます。ご了承ください。</p> <p>※一部地域(離島など)ではご利用できない場合があります。</p>	<p>(お問い合わせ先)<取扱代理店> 株式会社アート企画社 東京都中央区日本橋蛸殻町2-10-10 Parkビル 2階 TEL:03-6661-6572</p> <p><引受保険会社> 楽天損害保険株式会社 〒107-0062 東京都港区南青山2-6-21 楽天クリームゾンハウス南青山</p>
---	---

リビングアシスト総合保険
(総括契約)にご加入の皆様へ

重要事項説明書

この書面では、リビングアシスト総合保険(総括契約)に関する重要事項(「契約概要」「注意喚起情報」等)を記載していますので、ご加入前に必ずお読みください。なお、この保険は「賃貸住宅、社宅または寮に收容される家財」等を補償する保険です。ご意向に合致していることを確認したうえで、お申し込みくださいますようお願いいたします。

ご契約の内容は、ご契約者である不動産管理会社または企業・学校等にお渡ししております保険種類に応じた普通保険約款・特約によって定まります。この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳しくは楽天損害保険株式会社(以下、「楽天損保」といいます。)のホームページ掲載のパンフレット等をご参照ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店までお問い合わせください。

また、ご加入者と被保険者が異なる場合には、この書面に記載の事項を、被保険者の方に必ずご説明ください。

I 契約概要のご説明

保険商品の内容をご理解いただくために特に重要な事項を記載したものです。

1. 商品の仕組みおよび引受条件等

(1) 商品の仕組み

① 基本となる補償

この保険は、賃貸住宅、社宅または寮に收容される家財を保険の対象とし、以下の事故により保険の対象が損害を受けた時に保険金をお支払いする保険です。

家財の補償	事故の種類	① 火災 ② 落雷 ③ 破裂・爆発	
		④ 風災・雹災・雪災	
		⑤ 建物外部からの物体の落下・飛来・衝突・倒壊等	
		⑥ 給排水設備・他人の戸室で生じた事故による水濡れ	
		⑦ 騒擾・集団行動・労働争議に伴う暴力・破壊行為	
		⑧ 盗難による盗取・損傷・汚損	
		⑨ 水災	
		⑩ 不測かつ突発的な事故	
		持ち出し家財補償特約	
		+	
費用の補償	臨時費用保険金	残存物取片付け費用保険金	
	失火見舞費用保険金	地震火災費用保険金	
	緊急時仮住まい費用保険金	錠前交換費用保険金	
	特別費用保険金	損害防止費用	
	修理費用補償特約		
+			
賠償責任の補償	個人賠償責任補償特約		
	借家人賠償責任補償特約		
	賠償事故解決に関する特約		
+			
類焼損害補償特約(任意セット)			

② 被保険者

リビングアシスト総合保険(総括契約)の補償を受けられる方をいいます。

(2) 補償内容

保険金をお支払いする主な場合および保険金をお支払いできない場合は、次のとおりです。

保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
① 火災 ② 落雷 ③ 破裂・爆発 火災、落雷または破裂・爆発により損害が生じた場合に保険金をお支払いします。	◆被保険者または保険金を受け取るべき者の故意もしくは重大な過失または法令違反による損害 ◆火災等の事故の際における保険の対象の紛失・盗難による損害 ◆戦争、内乱その他これらに類似
④ 風災・雹災・雪災 台風、旋風、竜巻、暴風等による風災、雹災または豪雪の場合におけるその	

<p>雪の重み、落下等による事故または雪崩の雪災により損害が生じた場合に保険金をお支払いします。(風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するもの吹込みによって生じた損害については、建物等の外壁、屋根、開口等が風、雹、雪災によって破損し、その破損部分から建物等の内部に吹き込むことによって生じた損害に限ります。)</p>	<p>の事変または暴動による損害 ◆地震もしくは噴火またはこれらによる津波による損害 ◆核燃料物質に起因する事故による損害 ◆ 保険の対象の欠陥 ◆ 保険の対象の自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱の損害その他類似の損害 ◆ねずみ食い、虫食い等 ◆ 保険の対象の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、落書き、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損であつて、保険の対象ごとに、その保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害 ⑩不測かつ突発的な事故については、上記のほか、次のいずれかに該当する損害に対しても保険金をお支払いできません。 ◆ 差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害 ◆ 保険の対象の使用もしくは管理を委託された者または被保険者と同居の親族の故意によって生じた損害 ◆ 保険の対象の置き忘れまたは紛失によって生じた損害 ◆ 詐欺または横領によって保険の対象に生じた損害 ◆ 風、雨、雪、雹、砂塵、その他これらに類するもの吹き込み、浸み込みまたはこれらのものの漏入により生じた損害</p>
<p>⑤ 建物外部からの物体の落下・飛来・衝突・倒壊等 建物外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触もしくは倒壊または建物内部での車両もしくはその積載物の衝突もしくは接触により損害が生じた場合に保険金をお支払いします。</p>	
<p>⑥ 給排水設備・他人の戸室で生じた事故による水濡れ 給排水設備に生じた事故または被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故に伴う漏水、放水または溢水による水濡れにより損害が生じた場合に保険金をお支払いします。</p>	
<p>⑦ 騒擾・集団行動・労働争議に伴う暴力・破壊行為 騒擾およびこれに類似の集団行動または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為により損害が生じた場合に保険金をお支払いします。</p>	
<p>⑧ 盗難による盗取・損傷・汚損 ア. 保険の対象について生じた盗取・損傷・汚損 盗難によって保険の対象について盗取、損傷、汚損が生じた場合に保険金をお支払いします。 イ. 建物内における現金等・預貯金証書の盗難 建物内における現金等・預貯金証書の盗難が生じた場合に保険金をお支払いします。</p>	
<p>⑨ 水災 台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等の水災によって保険の対象が損害を受け、損害の状況が次のいずれかに該当する場合に保険金をお支払いします。 A. 再調達価額の30%以上の損害が生じた場合 B. 床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水による損害が生じた場合</p>	
<p>⑩ 不測かつ突発的な事故(破損・汚損) 不測かつ突発的な事故により損害が生じた場合に保険金をお支払いします。</p>	

(3) 特約の概要

<p>個人賠償責任補償特約</p>	<p>被保険者本人、その配偶者およびこれらの同居の親族、別居の未婚の子が日本国内または国外において次のような事故により他人にケガ等をさせたり、他人の物を壊してしまったとき、または電車等を運行不能にさせた結果、法律上の損害賠償責任を負担することにより損害を被った場合に保険金をお支払いします。 ●本人の居住の用に供される保険契約証等記載の住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 ●被保険者の日常生活に起因する偶然な事故 ※日本国内において発生した事故については弊社が示談交渉をお引き受けする「示談交渉サービス」がご利用いただけます。</p>
<p>借家人賠償責任補償特約</p>	<p>偶然な事故により借用する住宅が破損し、借戸室の貸主に対して法律上の損害賠償責任を負担することにより損害を被った場合に保険金をお支払いします。 ※日本国内において発生した事故については弊社が示談交渉をお引き受けする「示談交渉サービス」がご利用いただけます。</p>
<p>修理費用補償特約</p>	<p>偶然な事故により借用する住宅建物が損害を受け、賃貸借契約に基づいて自己の費用で修理した場合に保険金をお支払いします。</p>
<p>持ち出し家財補償特約</p>	<p>建物から一時的に持ち出された家財が、日本国内において基本となる補償①から⑩の事故により損害を被った場合に保険金をお支払いします。</p>
<p>類焼損害補償特約</p>	<p>基本となる補償①または③の事故で近隣の住宅やその家財に損害を与えた場合に保険金をお支払いします。</p>

(4) 補償期間

本制度の対象となる賃貸住宅、社宅または寮に入居期間中のみの補償となります。対象となる賃貸住宅、社宅または寮を

退去された場合は補償の対象外となります。この場合には、ご希望により任意保険にご加入することもできますので、取扱代理店までご連絡ください。

(5) 引受条件（ご契約金額等）

この保険での引受条件（ご契約金額等）はあらかじめ定められたご契約プランにより決まります。ご契約プランの詳細は「加入内容確認」画面をご確認ください。

(6) 保険の対象

保険の対象は、賃貸住宅、社宅または寮に収容される家財です。

- ① 次のものは、1個・1組ごとに損害額が30万円を超える部分は補償されません。また、1事故につき100万円が限度です。
 - ・ 貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの。
- ② 次のa. からc. は、保険の対象に含みません。
 - a. 自動車（注1）
 - b. 通貨、小切手、乗車券等、有価証券、預貯金証書、印紙、切手その他これらに類する物（注2）
 - c. 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物

基本となる補償⑩不測かつ突発的な事故によって次のものに生じた損害に対しては、損害保険金をお支払いできません。

義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡その他これらに類する物、移動体通信端末機器および携帯式電子機器ならびにこれらの付属品、ラジオコントロール模型およびその付属品、自転車および原動機付自転車ならびにこれらの付属品、ヨット・モーターボート・水上オートバイ・ボート・カヌー・雪上オートバイ・ゴーカートその他これらに類する物およびこれらの付属品、ハングライダー・パラライダー・サーフボード・ウインドサーフィンその他これらに類する物およびこれらの付属品、動物および植物 など

（注1）自動三輪車および自動二輪車を含み、原動機付自転車（総排気量が125cc以下または定格出力が1.00kw以下の二輪車等）を含みません。

（注2）基本となる補償⑧盗難による損害に限り、通貨、小切手、乗車券等または預貯金証書も保険の対象に含まれます。

2. 保険料の決定と仕組み

保険料は、保険金額、保険期間等により決定されます。お客様が実際にご契約する保険料については、加入者証の保険料相当額欄をご確認ください。

3. 保険料の払込方法

ご契約者（不動産管理会社または企業・学校等）から取りまとめて払い込みます。

II 注意喚起情報のご説明

ご契約に際してご契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください。ご契約に際してご契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください。ご契約に際してご契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください。ご契約に際してご契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください。

1. 告知義務・通知義務等

(1) 告知義務

実際にお住まいになる方のお名前を正しくお知らせください。事実と異なる場合には、保険金をお支払いできないことがあります。

(2) 通知義務

この保険には「通知義務」に該当する事項はありません。

2. 補償の開始・終了時期

補償は、本制度の対象となる賃貸住宅、社宅または寮にご入居した時に開始し、その賃貸住宅、社宅または寮をご退去した時に終了します。ただし、ご契約者が総括契約を継続しなかった場合または総括契約を解約した場合は、その時に補償は終了します。

3. 保険金をお支払いできない主な場合（主な免責事由）

パンフレット等の「保険金をお支払いできない主な場合」等をご参照ください。

4. ご契約内容の変更

普通保険約款およびこれに付帯される特約、保険契約引受に関する制度、保険料率等が改定された場合は、保険金額、保険料等のご契約内容および補償内容を変更することがあります。

5. 被保険者からの解除

被保険者からのお申し出により、その被保険者に係るご契約を解約できる制度があります。制度および手続きの詳細については、取扱代理店までお問い合わせください。本内容につきましては、被保険者となるご家族等の皆様にご説明ください。

6. 取扱代理店の権限

取扱代理店は、楽天損保との委託契約に基づき、入居者からの告知の受領、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付およびご契約の管理等の代理業務を行っています。したがって、取扱代理店との間で有効に成立したご契約は、楽天損保と直接ご契約されたものとなります。

7. 地震保険の取扱い

この保険には、地震保険が付帯されていませんので、地震、噴火またはこれらによる津波による損害は補償されません。地震保険契約をご希望の場合は、取扱代理店までお問い合わせください。

8. 保険会社破綻時等の取扱い

引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご契約時にお約束した保険金、解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、楽天損保も加入しています。この保険は、ご契約者が小規模法人（破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます。）またはマンション管理組合である場合に限り、「損害保険契約者保護機構」の補償対象となります。補償対象となる場合には保険金や解約返れい金は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

9. 個人情報の取扱い

- (1) この保険契約に関する入居者の情報を、適切な契約のお引受け、円滑な保険金のお支払い、付帯サービスのご提供のほか、次の目的のために業務上必要な範囲内で利用いたします。
 - ① 楽天損保の商品の販売・サービスの提供、保険契約の管理
 - ② 楽天損保の提携先企業の商品・サービスに関する情報の案内
- (2) 楽天損保は、「個人情報の保護に関する法律」その他法令等で認められた範囲内で、この保険契約に関する入居者の情報を第三者に提供することがあります。
- (3) 次の①から④までの取扱いに限定して、楽天損保はこの保険契約に関する入居者の情報を第三者および業務委託先に提供することがありますので、ご同意のうえお申し込みください。なお、ご同意いただけない場合は、この保険契約をお引き受けすることはできません。
 - ① 前記(1)における、楽天損保の提携先企業への提供
 - ② 再保険契約の締結や再保険金の請求等のための再保険会社への提供
 - ③ 保険制度の健全な運営を確保するため、また、不正な保険金請求を防止するために、次に掲げる損害保険会社等の間での確認・共用
 - ・ この保険契約に関する事項について一般社団法人日本損害保険協会に登録し、損害保険会社等の間で共用いたします。
 - ・ 事故発生の際、この保険契約および保険金請求に関する事項について損害保険会社等の間で確認いたします。※ 詳細につきましては、一般社団法人日本損害保険協会のホームページ(<https://www.sonpo.or.jp/>)をご覧ください。
 - ④ 利用目的の達成に必要な範囲内において、楽天損保の代理店を含む業務委託先への提供
- (4) ご契約のお引受けや管理、保険金支払いのご案内等のために、お客様の連絡先へSMS（ショートメッセージサービス）にて、ご連絡（配信）することがあります。
- (5) 楽天損保の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス等につきましては、楽天損保ホームページ(<https://www.rakuten-sonpo.co.jp/>)をご覧ください。

10. 補償の重複に関するご注意

この保険の加入にあたっては、補償内容が同様の保険契約（ご加入いただく火災保険以外の保険契約にセットされる特約や楽天損保以外の保険契約を含みます。）が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただいたうえで、ご加入ください。（注）

（注）この保険契約のみにセットされた補償は、ご契約を解約した時や、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外になった時などは、補償がなくなることがあります。ご注意ください。

■補償が重複する可能性のある主な特約

- | |
|---------------------------|
| ・ 個人賠償責任補償特約（自動車保険・傷害保険等） |
| ・ 類焼損害補償特約（他の火災保険） |

11. 解約返れい金

リビングアシスト総合保険（総括契約）は解約返れい金の対象外になります。

12. 満期返れい金・契約者配当金

リビングアシスト総合保険（総括契約）は満期返れい金・契約者配当金の対象外になります。

13. クーリングオフ

リビングアシスト総合保険（総括契約）はクーリングオフの対象外になります。

楽天損保との間で問題を解決できない場合には

（指定紛争解決機関）

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

楽天損保は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と
手続実施基本契約を締結しています。楽天損保との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協
会に解決の申し立てを行うことができます。



ナビダイヤル

【全国共通】

0570-022808（有料）

○受付時間：平日午前9時15分～午後5時（土日・祝日および12/30～1/4は除きます。）

※ナビダイヤルでは、各電話会社の通話料割引サービスや料金プランの無料通話は適用されませんので、ご注意ください。

- ・携帯電話からも利用できます。電話リレーサービス、IP電話からは03-4332-5241におかけください。
- ・おかけ間違いにご注意ください。
- ・詳細は、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

(<https://www.sonpo.or.jp/efforts/adr/>)

その他ご留意いただきたいこと

1. 重大事由による解除

この保険では、次のいずれかに該当する事由等がある場合には、ご契約を解除することや保険金をお支払いできないことがあります。

- ① ご契約者、被保険者または保険金受取人が、保険金を支払わせることを目的で事故を起こした場合
- ② 被保険者または保険金受取人が保険金の請求について詐欺を行った場合
- ③ ご契約者、被保険者または保険金受取人が、暴力団関係者、その他反社会的勢力に該当すると認められた場合
- ④ 他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合

2. 事故が起こった場合

事故が起こった場合には、取扱代理店または楽天保険の総合窓口あんしんダイヤルにご連絡ください。楽天保険の総合窓口あんしんダイヤルにご連絡いただく際は、リビングアシスト総合保険（総括契約）に加入している旨をお伝えください。

事故により損害賠償責任を負担した場合には、示談交渉は必ず楽天損保とご相談いただきながらおすすめください。

また、あらかじめ楽天損保の承認を得ないで賠償責任を認めたり、賠償金を支払われた場合には、その一部または全部について保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

楽天損保への保険に関するお問い合わせ・ご相談・苦情は

お客様相談センター

0120-115-603

○受付時間：平日午前9時～午後5時（年末年始は除きます。） ○携帯電話からもご利用いただけます

○一部のお手続きは、当社の委託先が承ります。

事故の受付は

「楽天保険の総合窓口あんしんダイヤル」または「取扱代理店」へ

楽天保険の総合窓口あんしんダイヤル

0120-120-555

○受付時間：24時間・365日 ○携帯電話からもご利用いただけます。

GP22-30（火）2022/05

楽天損害保険株式会社 宛 火災保険付きALLプラン特約 加入意向確認書

私は火災保険付きALLプラン特約(月次保証料にプラス1%)を申込にあたり、重要事項説明書の交付を受けました。
私には火災保険への加入の意向があり重要事項説明書記載の火災保険の内容は私の意向と合致していることを確認しました。

賃貸物件 所在地	〒510-0001 三重県四日市市八田	
物件名	フリガナ ラクテンALLケイヤクショDLヨウ 楽天ALL契約書DL用	1001号室

氏名	フリガナ セカイ タロウ	
法人の場合 法人名および 代表者氏名	世界 太郎	

記入例

【担当保険代理店】
有限会社アート企画社
〒103-0014
東京都中央区日本橋蛸殻町2-10-10 Parkビル2F
TEL.03-6661-6572

楽天損害保険株式会社 宛 火災保険付きALLプラン特約 加入意向確認書

私は火災保険付きALLプラン特約(月次保証料にプラス1%)を申込にあたり、重要事項説明書の交付を受けました。
私には火災保険への加入の意向があり重要事項説明書記載の火災保険の内容は私の意向と合致していることを確認しました。

賃貸物件 所在地	〒
物件名	フリガナ

氏名	フリガナ	印 (サイン可)
法人の場合 法人名および 代表者氏名		

【担当保険代理店】
有限会社アート企画社
〒103-0014
東京都中央区日本橋蛸殻町2-10-10 Parkビル2F
TEL.03-6661-6572

ALLプラン

ご利用者限定サービスのご案内



ホットダイヤル 03-4400-6204

(受付時間：24時間・365日)

外国人の“日本にきてよかった”をカタチにする、幅広いサービス。

日本で暮らす外国の方々が日本に来て良かったと心から思えるサービスをご提供します。言語や文化の壁を乗り越えるための通訳サポート、お住いのいざという時の駆け付けサービス、グルメやレジャーがお得に楽しめる優待サービスなど、幅広く外国人の入居者様の生活をサポートいたします。

INDEX

24 時間 365 日の多言語サポート

▶3 ページへ

- ・通訳サポート ・設備トラブル ・生活相談
- ・24 時間 365 日受付対応の医療健康相談サービス

GTN 駆け付け SUPPORT

▶4 ページへ

GTN Fast DOCTOR

▶4 ページへ

リビングアシスト総合保険

▶5 ページへ

外国人のご入居者様専用生活サポートセンター

▶7 ページへ



24時間
365日
多言語
サポート

ご入居中の様々な“困った”を 多言語でサポートいたします。

「日本語が話せず困った」を3者間通話で通訳します。



通訳サポート

日本語が話せなくて欲しいものを伝えることが出来ない、病院に行ったが症状を伝えられないなど、3者間通話で通訳します。

対応事例

- 病院で症状を伝えることが出来ない。
- 警察で財布を落としたことを伝えられない。

住まいの設備の簡易な不具合についてサポートします。



設備トラブル

住まいのエアコンの電源が入らない、トイレが詰まってしまったなどの住まいの設備の不具合についてサポートします。(駆付け対応の手配は行いません)

対応事例

- エアコンの電源が入らない。
- トイレが詰まった。

生活における簡易な相談に応じます。



生活相談

母国の商品と類似商品の購入場所、電車やバスなどの乗り方、荷物の再配達の手順、銀行のATM操作方法など、生活における簡易な相談に応じます。

対応事例

- 海外送金の方法を教えて欲しい。
- 宅配便の再配達の方法を教えて欲しい。
- ゴミの捨て方がわからない。

健康・医療・看護・介護の相談・医療機関のご案内。



医療健康相談サービス

「24時間365日受付対応」の医療健康相談サービスです。健康や医療に関するご相談や医療機関のご案内をはじめ、看護や介護のご相談もお受けいたします。

対応事例

- 近くの病院を紹介して欲しい。
- 怪我の応急処置の方法を教えて欲しい。

GTN 駆け付け SUPPORT

水まわり・窓ガラス・玄関鍵・給湯器・エアコンの トラブルに対応するサービスです。



水まわりのトラブル

▶基本出張費無料 ▶受付・対応時間 24 時間

対応内容

水栓からの水漏れ、トイレの詰まりなど、室内での水のトラブルの際に応急処置を行う作業スタッフを手配いたします。

- 排水つまり
- トイレつまり
- 配管からの水漏れ 等

*食洗機、洗濯機、自動洗浄便座などの家電製品本体の故障についてはサービス対象外となります。



窓ガラスのトラブル

▶基本出張費無料 ▶受付・対応時間 24 時間

対応内容

過失・不意の事故・空き巣被害により、窓ガラスが破損してしまった際に応急処置を行う作業スタッフを手配いたします。

- ガラスが割れてしまった
- ガラスにひびが入った 等

*窓ガラスのトラブルは事件性がある場合、警察へ届け出を出してから状況に応じての対応となります。
*窓ガラスのトラブル対象は窓サッシとなり、応急処置とはベニア板等での養生作業をさします。



玄関鍵のトラブル

▶基本出張費無料 ▶受付・対応時間 24 時間

対応内容

鍵を忘れてしまった、失くしてしまった等、鍵のトラブルの際に専門会社を手配いたします。

- 鍵を忘れてしまった
- 鍵を失くしてしまった 等

*1回の出動は30分程度の作業(解錠・破錠)を目安としております。*鍵のトラブルのご利用について、解錠・破錠作業時には在留カード・パスポート等の本人確認書類が必要となり、お持ちでない場合は対応ができませんのでご了承ください。*防犯性が高い特殊な鍵は対応できない場合がございます。*破壊による開錠の対応時間は9:00~21:00となります。*破壊・本体交換が必要な作業の場合は管理会社様へ確認いただき、承諾があった場合のみ対応いたします。



給湯器のトラブル

▶基本出張費無料 ▶受付・対応時間 24 時間

対応内容

住居内の給湯器トラブルが発生した際に専門会社を手配いたします。

- お湯が出ない
- 追い炊きができない 等

*部品代および30分程度の応急処置を超える作業料はお客様のご負担となります
*地域、交通状況、気象状況などにより着手までお時間のかかる場合があります。



エアコンのトラブル

▶基本出張費無料 ▶受付・対応時間 24 時間

対応内容

エアコンの室内ホースつまりによる水漏れなど、エアコンのトラブルが起こった際に専門会社を手配いたします。

- エアコンのホースから水漏れしている 等

*部品代および30分程度の応急処置を超える作業料はお客様のご負担となります
*地域、交通状況、気象状況などにより着手までお時間のかかる場合があります。

*トラブル対応サービスの1回の出動は作業スタッフ1名による、特殊工具・部品を必要としない30分程度の作業を目安としております。*部品交換に伴う、部品の取寄せには、日数をいただく場合があります。
*不具合状況により、メーカーを手配させていただく場合がございます。*会員様の故意・過失のトラブルで部材代・交換費・作業費などが発生した際は、会員様のご負担となります。*オーナー・不動産管理会社等の許可が必要となる場合がございますので、ご注意ください(会員様に直接オーナーもしくは不動産管理会社等へお問合せ頂きます)。*地域・作業内容によって即日対応できない場合や現地到着までに時間を要する場合がございますので予めご了承ください。*共用部設備におけるトラブルはサービス対象外とします。*作業スタッフ訪問時には、利用者の立会が必要となります。

GTN Fast DOCTOR

休日・夜間の医療相談と 必要に応じた往診が受けられるサービスです。



▶出張費無料(GTN 利用者特典)

▶対応時間 | 平日・土曜: 18 時~翌 6 時
日曜: 朝 6 時~翌 6 時(24 時間)

医療機関が休診の平日夜間や休日にオンラインで診療を受けられるサービスです。必要に応じて往診も行います。

利用方法

- ① 電話(0120-963-393)もしくはアプリからサービス利用開始
- ② 識別番号(431365)をお伝えください

アプリ DL は

こちらから



リビングアシスト総合保険入居者補償制度のご案内 【広告】

リビングアシスト総合保険は、賃貸住宅にお住まいの方専用の生活用動産（家財）を保険の対象とした火災保険で、ご自身の生活用動産（家財）の損害に加え、大家さんや第三者への賠償責任の損害を補償します。この保険には、地震保険は含まれておりません。

リビングアシスト総合保険普通保険約款に以下の特約がセットされます。
 ・個人賠償責任補償特約・借家人賠償責任補償特約・修理費用補償特約・持ち出し家財補償特約・賠償事故解決に関する特約・総括契約に関する特約

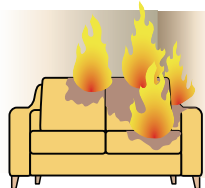
家財の補償

損害保険金

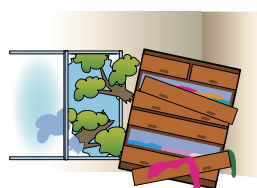
火災・落雷・爆発・破裂・盗難・給排水設備や他の戸室で生じた事故による水濡れなどで、家財に生じた損害を補償。更に、住宅内での偶然な事故を補償します。

※貴金属等は1個または1組ごと30万円限度となります。

1 火災、落雷、破裂・爆発



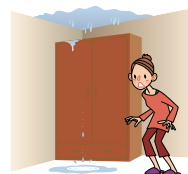
2 風災・雹災・雪災



3 建物外部からの物体の落下・飛来・衝突・倒壊等



4 給排水設備・他人の戸室で生じた事故による水濡れ



5 騒擾・集団行動・労働争議に伴う暴力・破壊行為



6 盗難による盗取・損傷・汚損



7 水災



8 不測かつ突発的な事故（破損・汚損）（自己負担額あり）



9 持ち出し家財補償（8の事故の場合は自己負担額あり）



事故に伴う諸費用もお支払いします

費用保険金

臨時費用



地震火災費用（地震保険ではありません）



特別費用（全損時の場合のみ）



残存物取片づけ費用



緊急時仮住い費用



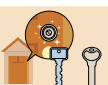
損害防止費用



失火見舞費用



錠前交換費用



修理費用



賠償責任の補償をセットしてさらに安心

示談交渉サービス

日本国内において発生した賠償事故については「示談交渉サービス」をご利用いただけます。

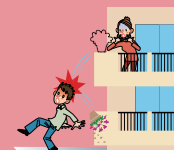
〈大家さんへの賠償責任〉

借家人賠償責任補償特約



〈日常生活での賠償責任〉

個人賠償責任補償特約



事故や補償に関するお問い合わせ先

（取扱代理店）

有限会社アート企画社
 TEL：03-6661-6572
 〒103-0014
 東京都中央区日本橋蛸殻 2-10-10 Parkビル 2F

（保険契約者）
 株式会社グローバルトラストネットワークス

（引受保険会社）
 楽天損害保険株式会社
 〒107-0062
 東京都港区南青山 2-6-21 楽天クリムゾンハウス青山

Thank you for your application for moving in this time.

We run 「Life Support center」 to reduce uneasiness as much as possible that a foreigner living in Japan feels.

※ free service 「Life Support center」 consults about equipment trouble that might be while moving in, confirmation of contractual coverage, and all difficult things in life.

If you are in trouble, please feel free to contact.

对于这次申请房屋，表示非常感谢。我们为了减轻外国籍顾客在日本生活上的不安，提供「生活服务中心」。※免费服务。「生活服务中心」是如果在入住中发生设备故障，签约内容的确认，还有，生活上遇到的各种困难都可以咨询，敬请利用。

입주를 신청해주셔서 진심으로 감사드립니다.

저희는, 일본에서 생활하는 외국국적의 고객님의 품을 수 있는 생활상의 불안을 될 수 있는 한 경감시키기 위해, 「생활 서포트 센터」를 제공하고 있습니다. ※무료서비스

「생활 서포트 센터」는, 입주중에 일어날 수 있는 설비상의 트러블이나 계약내용의 확인, 그리고 생활상 곤란한 일 모두를 상담해드리고 있사오니, 곤란한 일이 있으시면 언제든지 이용해주십시오.

Cảm ơn quý khách đã tin tưởng và sử dụng dịch vụ của Công ty chúng tôi. Công ty chúng tôi đã thiết lập “ Trung tâm hỗ trợ khách hàng” nhằm giúp quý khách hàng giảm bớt lo lắng về nhà cửa trong cuộc sống sinh hoạt tại Nhật Bản (dịch vụ này miễn phí)

“ Trung tâm hỗ trợ khách hàng” của chúng tôi sẽ tư vấn cho quý khách hàng về các vấn đề liên quan khi vào nhà, xác nhận nội dung hợp đồng, và những khó khăn khác trong sinh hoạt. Nếu quý khách cần hỗ trợ, tư vấn về nhà cửa, xin hãy liên lạc đến công ty chúng tôi !



Acceptance time 营业时间
접수시간 Thời gian làm việc

24hours 365days



Telephone number 电话号码
전화번호 Số điện thoại

03-4400-6204

Thank you for calling.
How can we help you?

谢谢您的电话想要咨询什么问题呢?

전화 감사합니다 어떤 상담일까요

Cảm ơn quý khách đã gọi cho chúng tôi
Bạn cần tư vấn điều gì ?



GTNALL サービス利用規約

第1条(適用範囲)

- (1) この規約(以下「本規約」という)は、株式会社グローバルトラストネットワークス(以下「当社」という)が提供する ALL サービス(以下「本サービス」という)の利用を希望し利用する者(以下「申込者」という)および本サービスが付随する保証委託契約(以下「原保証委託契約」という)を当社と締結した者(以下「契約者」という)と当社との関係について適用するものとする。
- (2) 当社が本規約とは別に本サービスについて約款・規定等(以下「諸規定等」という)を定める場合、当該諸規定等は、それぞれ本規約の一部を構成するものとし、本契約と諸規定等の内容が異なる場合には、発行日付が新しいものの内容が優先して適用されるものとする。
- (3) 本サービスは、原保証委託契約の契約者および原保証委託契約の対象物件に居住または使用する者が当社が認めた者(以下「利用者」という)が利用するものとする。

第2条(申込)

申込者は本規約および当社の「個人情報取り扱いに関する同意事項」を確認し、同意の上で申し込みを行うものとし、別に利用者があるときは、同様に利用者にも確認と同意を得て申し込みを行うものとする。

第3条(本サービス開始の時期)

本サービスは、原保証委託契約成立と同時に開始するものとする。

第4条(申込の不承諾)

当社は原保証委託契約を審査した結果、本サービス付随するプランの申し込みを承諾しないことがあり、その場合理由は開示しないものとする。

第5条(サービス内容、費用、期間)

- (1) 本サービスの内容、費用、期間、利用条件は、当社が別にサービス仕様書(※1)として定めるところによる。
- (2) 当社は、サービス仕様書の内容の全部または一部を事前の予告なく変更または追加することができるものとし、これに伴って契約者または第三者に生じた損害について当社は一切の責任を負わないものとする。

第6条(契約者の利用者への説明義務)

契約者は、利用者に対して、本規約の内容を十分に説明するものとする。

第7条(契約者の報告義務)

契約者は、当社に届け出た連絡先・同居人等の情報に変更があった場合には、速やかに当社に報告するものとする。

第8条(サービス外の事項)

健康相談、税務相談、法的紛争の相談など、法令上の制限がある事項および当社が不適切と判断した事項・範囲に対して利用者にサービス外であることを告知し対応を終了することがあるものとし、契約者及び利用者はこれに異議を唱えないものとする。

第9条(禁止事項)

利用者は、以下の禁止行為を行ってはならないものとし、禁止行為を行ったと当社が判断するときは、当社は直ちに本サービスの提供を中止し、契約解除、損害賠償請求など事後措置を採ることができるものとする。

- ① 本規約に反する行為
- ② 法令または公序良俗に反する行為、またはその恐れがある行為
- ③ 不当な要求や説明を求める行為、またはその恐れのある行為
- ④ いたずら電話、迷惑電話、不快感を抱かせる電話をかける行為
- ⑤ 当社または第三者の権利を侵害する行為、またはその恐れのある行為
- ⑥ 本サービスの提供を妨害し、または支障を生じさせる行為
- ⑦ 本サービスを当社の承諾なく第三者に使用させる行為
- ⑧ 第三者になりすまして本サービスを利用する行為
- ⑨ 前各号の他、当社が不適切と判断する行為

第10条(免責事項)

- (1) 本サービスの提供の遅滞・変更・中断もしくは終了、本サービスを介して登録・提供される情報等の漏洩もしくは消失、その他本サービスに関連して発生した申込者・契約者・利用者または第三者の損害について、本規約に定める場合を除き、当社は一切責任を負わないものとし、損害賠償を負う場合には、2年間分の原保証委託契約に基づく月間保証料相当額を賠償責任の限度額とする。
- (2) 契約書の未着等により、本サービスに必要な情報を当社が取得していない場合、本サービスの全部または一部が利用できないことがあるものとし、契約者及び利用者はこれに異議を唱えないものとする。

第11条(権利譲渡の禁止)

契約者は、当社の書面による事前の承諾を得ず、契約者として有する原保証委託契約上の地位または権利もしくは義務を第三者に譲渡・継承または担保に供する等の行為をしてはならないものとする。

第12条(解除および本サービスの停止)

契約者または利用者が次の各号のいずれかに該当すると当社が判断した場合、当社は直ちに原保証委託契約を解除または本サービスの全部もしくは一部を停止できるものとし、当社は一切の損害賠償責任を負わず、当社から契約者に対する損害賠償請求は妨げられないものとする。

- ① 第9条の禁止事項に抵触し、原保証委託契約を解除または本サービスの全部もしくは一部を停止するのが相当であるとき。
- ② 契約者が虚偽の情報を当社に告知し、これに基づいた審査により当社が原保証委託契約の申込を承諾をしたと判明したとき。
- ③ 契約者に仮差押・差押・競売・破産手続開始等の申し立てがあり、手形交換所の取引停止処分を受け、または公租公課の滞納処分

を受けるなど信用状況が悪化したとき。

- ④ 本サービスが犯罪行為に利用されたとき、またはその疑いがあるとき。
- ⑤ 契約者または利用者が自らまたは第三者を利用して、脅迫的な言動または暴力を用いたとき、虚偽の風言を流布しまたは偽計もしくは威力を用いて当社の信用を棄損または業務を妨害したとき。
- ⑥ 本サービスの電話その他の提供場面において、暴言、著しい無理難題、いやがらせ、誹謗中傷、一方的クレーム、一方的な時刻指定の対応要請等があり、常識的な対応と本サービスの運営に大きな負担と障害をもたらすとき。
- ⑦ 契約者または利用者が、次条に定める反社会的勢力との関係を有すると判明したとき。
- ⑧ 前各号のほか、やむを得ない事情により契約者および利用者が本サービスを利用することが不適当となったとき。

第13条(反社会的勢力排除)

申込者ならびに契約者は、自らおよび利用者が暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等社会運動標榜ゴロ又は特殊知能暴力団、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

- ① 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
- ② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
- ③ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
- ④ 暴力団員等に資金等を提供し、又は便宜を供与などの関与をしていると認められる関係を有すること。
- ⑤ 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

第14条(適用法)

本規約の準拠法は日本法とする。

第15条(合意管轄)

本規約に関する紛争については、その訴額に応じて東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

ALL サービス仕様書(※1)2023年1月1日現在

第1章 総則

第1条(サービス内容)

ALL サービスの内容は、配布される「ALL プラン」概要書および本仕様書による。

第2条(利用料金)

ALL サービスの費用は特別に定める場合を除き、賃貸保証 ALL プランを利用する賃借人および当社が加入者証の利用を認めた者は無償とする。

第3条(利用期間)

ALL サービスの利用期間は、原保証委託契約が効力を発生してから終了するまでとする。ただし、当社が利用開始に必要な情報が得られていないとき、利用開始のための登録が終了していないときなど、やむを得ない事情がある場合には、その利用の全部または一部が制限されることがあるものとする。

第4条(利用の停止)

当社は、月間保証料の支払がなされていないとき、ALL サービスの提供を停止することができるものとする。

第2章 GTN 駆け付け SUPPORT

第5条(GTN 駆け付け SUPPORT の内容)

1. 利用者は、サービス対象物件について、次の各号のトラブルが生じた場合、当社指定の専用フリーダイヤルを利用して、24時間365日、トラブル解決を図るための情報提供または現場駆け付け対応のサービスを受けることができるものとする。

- ① 水廻りのトラブル
- ② カギの紛失、故障等、玄関鍵のトラブル(ただし、特殊構造の鍵に関しては開錠できない場合があります)
- ③ 窓ガラスのトラブル
- ④ エアコンのトラブル
- ⑤ 給湯器のトラブル

2. 前項の作業スタッフ訪問時には、利用者の立ち合いが必要になるものとする。
3. 会員は、本サービスが現場への出勤時間を保証するものではなく、天候・交通状況・作業員の作業状況等により現場へ出勤することに時間を要する場合や翌日訪問となる場合があることを予め承諾することとする。
4. 玄関鍵のトラブルに関して、破錠が必要な作業の場合はオーナー・管理会社様への承諾を得た上で、作業を依頼するものとする。

第6条(利用料金)

1. 利用者は、現場駆け付け対応を無料で受けることができるものとする。ただし、30分を超過した作業の代金(超過10分ごとに1,500円(税抜))については、利用者が別途実費を負担するものとし、対応に部品交換や特殊作業が必要になった場合の代金についても利用者が別途実費を負担する場合があるものとする。
2. 現場駆け付け対応ではトラブルが解決できない、または、二次被害が発生することが予想される場合、利用者は作業スタッフと協議のうえ別途有料でサービス依頼することができるものと

する。駆けつけサービスの対象が賃借物件である場合、会員は管理会社などから承諾を得た上で、有料範囲の作業を依頼するものとする。

3. 当社は、前2項の場合の利用料金等の請求業務を、当社の指定する第三者に委託することがあり、契約者および利用者はこれを承諾するものとする。

第7条(除外事項)

次の場合は GTN 駆け付け SUPPORT の対象外とする。

- ① 建物共用設備におけるトラブル
- ② 午後9時以降午前9時までの時間帯における破壊による開錠
- ③ 家電製品等に関するトラブル
- ④ 入居当初からの故障・破壊に関するトラブル
- ⑤ 原状回復に関するトラブル
- ⑥ 地震等の天災や火災、暴動等の非常事態におけるトラブル
- ⑦ その他当社が不適切と判断した場合

第3章 GTN Fast DOCTOR

第8条(GTN Fast DOCTOR の内容)

会員がサービス提供時間内に医師によるオンライン診療および、医師が必要と判断した場合の往診を受けることができるサービスを指す。

第9条(サービスの利用)

1. GTN Fast Doctor は ALL サービス加入者および、ALL サービス加入者の同居者等を対象にサービスを提供するものとする。
2. 本サービスは専用電話番号への連絡および、サービス事業者の提供するアプリケーション(以下、単に「アプリ」という)によりサービスの利用申し込みを行うものとする。
3. ALL サービス加入者およびその同居者等が Fast DOCTOR を利用する際、あらかじめ通知されている企業番号を申告する事で通常、サービス利用時に発生する往診時の交通費を無料とする特典を受けることができる。

第4章 保険付帯

第12条(家財保険)

当社は、契約者を被保険者として以下の内容の家財保険に加入するものとする。

(保険の概要は「ALL プラン」保険の概要を参照のこと。)

運営会社

株式会社グローバルトラストネットワークス

〒170-0013

東京都豊島区東池袋 1-21-11 オーク池袋ビル 2 階

TEL:03-6804-6801

https://gtn.co.jp

ホットダイヤル 03-4400-6204受付時間:24 時間・365 日)



